特別企画2

75%

投資信託、

外貨建て一時払い

雑な投資信託やテーマ型の

そして、

通貨選択型などの

2020

真の顧客ニーズを踏まえた その留意点 バティブ商品販売、

地域金融機関による仕組み債の販売停止が相次ぎ報道されたが、デ リバティブ商品販売を巡るトラブルは、都度規制などの対処が行われ ても後を絶たない。そこでデリバティブ商品におけるトラブルの根本 的な問題はどこにあるのか、勧誘時の留意点は何か、解説を行った。

長澤 敏夫

最近銀行や証券会社が仕

組

【1】真の顧客ニーズを踏

ま

えた販売を行ってきたか

また、 きた経緯にある。 くリスク性金融商品の組 の観点からも、 目指す「顧客本位の業務運営」 などの対処が行われてきた。 去にも定期的に起こっており、 客保護の観点から都度規制 についてモニタリングを行 売に関する業務運営の適切 ブ商品販売を巡る問題は過 その検証結果を公表して ベストプラクティスを 金融庁では広 成

2 加 家層の拡大とトラブルの増 仕組み債における投資

まずは仕組み債の商品性に

ここ数年長引く低金利によ 商品まで様々な種類がある。

場を意識しながら考えてみた ための留意点について販売現 要となる。そこで本稿では 陣を交え、販売態勢を整え販 客ニーズを踏まえて販売した 0 組み債を例に、「真の顧客ニ デリバティブ商品の中でも仕 本位の業務運営」の視点が重 履行にとどまらない、「顧 合性原則の遵守や説明義務の う。そこでは商品勧誘時 などの検討を行うことになろ を絞り例外的に取り扱うの 売を再開するのか、販売対象 って問題提起がなされてきた。 結果なのか」という視点に立 るしい変遷において、「真の顧 保険など販売の主力の目 ズを踏まえた販売」を行う 今後、 各金融機関では経営 の適 1まぐ 客 か つい

応である。

|組み債のようなデリバテ

問題視したことを受けての対 おいて立て続けに仕組み債を 金融庁が、

金融行政方針等に

った報道を目にする。これは、

み債の販売を停止、

制限とい

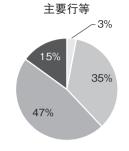
る。 価・指数がノックイン水準を ションが組み込まれ 0 負うかわりに、 0) のように基本的には元本割 が組み込まれたコーラブル とで様々な仕組みを構築でき ある。金利、 るよう設計された金融 金などよりも高 取引などのデリバティブを 組み債は、 る可能性がある株価指数リ 下回ると元本が大きく毀損 ているような比較的低リスク ィ等のデリバティブを使うこ み込むことで、 ク債やEB債 債) 高目のクー 商品から、 償還されてしまうリスクを リスクがなく、 例えば、 など、 債券にオプショ 為替、 金利オプショ 複雑で高 エクイティオプ ポンが設定され (他社株転換可 通常の債券よ 国債や定期 い利回り 投資家が繰 エクイテ 参照 商品で リスク が出 債 n

仕

て、

おさらいしたい。

仕組み債の種類別内訳 図表 1



■ 為替連動型 ■ 株価指数連動型 ■ 個別株価連動型 (EB債) ■ その他

3% 4% 28%

大手証券会社等

■ 為替連動型 ■ 株価指数連動型 ■ 個別株価連動型 (FR債)

■その他

n

コ

1

ラ

ĺV

債

主要行等9行を集計

仲介販売、紹介販売の合計

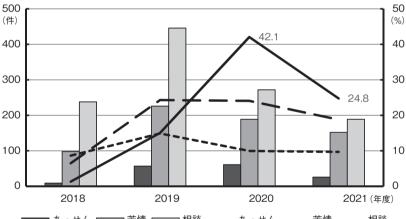
2021年度

大手証券会社等7社を集計 他社による仲介販売、他社からの紹介販売を含む 2021年度

65%

出所:金融庁「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

図表2 仕組み債関連のあっせん、苦情、相談の件数・比率推移 仕組み債の件数 (棒グラフ 左軸) 仕組み債の全体に対する比率 (折線グラフ 右軸)



■■■ あっせん ■■■ 苦情 ■■■ 相談 ■■ あっせん ■■ • 苦情 ■■■ 相談 出所:日本証券業協会・FINMAC「あっせん、苦情、相談の処理状況(年度毎)」 より筆者作成

> され てい されるようになってきてい 債として数千万円 足 Zx b 宗教法人 (債関連 してい 元では は、 Μ Ó あ 職者層などを含め広く販 験 こうした購入者 化され、 いってか、 てい る。 せん相談 0 A C 件数に あ たも る富裕 それも当 個人投資家に広が などが中心だったが 0) に寄せられる仕 公募債という形 セン 証券・ 0 0 あ 0) 層向 いては が、 0 0 ター 単位 一初は、 層 せ 金融 の拡 徐 け L 々に 一で販 足 É F 完 商 が 私 ŋ 売 つ 組 Ι 品

とも 組 テ しくなっ 1 0 2 債 ブを使 あ 金 の組 利 7 系 いった仕 高 61 成 デリ るこ が (V ク 難 バ

要行等では47 力となっ 社等では65%を占め販売の主 イ ポ 1) 類別 で投資家の興味を引 ス 7 ク いる \hat{O} では、 % 商品 (図表1参 大手証 が増 Е B 債 えて 券会 が主

ては

融法人や学校法人、

9

9

Ŏ 金

> 2000年代に 投資家としては、

仕

組

Z

債

ij

ティブを組み込ん

全体に

る比率につ

e V

ては、

例えば

るも

せ

は

度 で 42

1%

车

24

8

%と相応に高

7

る

(図表2参照)。

【3】 仕組 み 債販売におけ る

留意点

る。 はいけない。 と宣言していることも忘れて 客の最善の利益」を追求する 択している金融機関は、 位の業務運営に関する原則_ 誘は当然行っていると思われ 認書を受け入れるなど、 やリスクについての説明を行 本割れの可能性も含め仕組み 債であれば償還対象銘柄 分とは言えないのだ。 以下、 や自主規制ルールに則った勧 ったうえで、 ャート等の資料を使って、 売用資料、 しかしながら、「顧客本 組み債の 問題なければそれで十 原則」という) 目論見書及びE 投資に関する確 コンプライアン 勧誘時には、 を採 法令 「顧 元 É В 販

る「債券」

しかし、

売にまつわる留意点を、 てみたい。 そこで、以下、 販売態勢の両面から整理 仕組み債販 商品

> (1) (1) ョンのリスクの引受け オプションの売りポジシ 商品性に関する留意点

と聞く。 くない投資家のニーズがある H るので、 移すれば固定金利が受け取れ ックス投信や現物株式と違い 定のクーポン収入を得つつ、 「々の値動きに一喜一憂した 株価指数リンク債やEB債 株価が一定の範囲内で推 日経平均等のインデ

5 トの仕組みの理解は当然なが る。ノックインやノックアウ 過小評価してしまいがちであ しまうと、 替商品のような印象を持って ているにも関わらず、 定・最大損失元本の商品を購 を引き受けるオプションの売 ポジションにあり、 株価の上昇メリットを放 定以上の下落リスク 投資家はリスクを 利益限 預金代

> 要である。 持ってもらうことに留意が必 入しているという認識を強く

(2) 流動性リスク

うとしても、 ても、 中途売却が困難、 可 却できても多額の損失を被る できないし、仮に価格が提示 になり、早めに手仕舞いしよ 金繰り上は余裕があったとし 能性がある商品である。 仕組み債は流動性に乏しく 相場が下落し始め不安 基本的には売却 若しくは売

資

うリスクプロファイルを持っ のイメージとは違 仕組み債はいわ Ø 当者は最後まで顧客に寄り添 投資以上のストレスに耐える 顧客は、 中下車できないことにより 価格となる可能性がある。 されたとして、ノックインし 必要である。 るということについて留意が うことが求められる商品であ ことを余儀なくされ、営業扣 ていなくても想像以上に低い 状況によっては株式

途

(3) 信用リスク

仕

|組み債は、格付の高

内

発行体となることが多く、 外の金融機関や国際機 用リスクの観点から特段の 関等

が、しっかりとメリハリをつ について理解・記憶してもら けた説明を行い重要なリスク 丁寧に説明することは大事だ るといった確証バイアスが働 都合の良い部分だけ記憶に残 ては安全な債券という自分に ルストークは、 信用力を過度に強調したセー であることもあり、 用リスクは重要なファクター いてしまうこともあり得る。 念がないことが一般的である。 内包するリスクをそれぞれ 通常の債券投資において信 投資家によっ 発行体

1 (2) 掴み 販売態勢に関する留意点 回転売買類似行為と高値

うことが必要である。

介することが多いと聞く。 準に達して早期償還した場合 売会社は別の仕組み債を紹 仕組み債が ノックアウト 水

が

商品である。 入を得ることができるため、 客に繰り返し購入してもらう 回転売買」を誘引しやすい より多くの手数料収

時には、 バーできない元本額を毀損す 回ると、 も株価がノックイン水準を下 り返しているうちに、 としない 務運営」の観点から問題なし 意が必要である。 る可能性も孕んでいるので留 みになりかねない。これを繰 ことが多く、 ックイン価格が上昇している これ自体、 過去の受取利息でカ 参照指標の株価やノ さらに、 いわゆる高値掴 顧客本位 一度で 再購入 一の業

手数料相当額の開

え難くなっている(注2)。 さやリスクの大きさに加え、 まれており、 |組み債は、仕組みの複雑 相当額が売買価格に含 投資家からは見

仕組み債では、 例えばオプション内包型 投資家がリス 0

> り、 ある。 り、 ている可能性がある。 断 対するリターンの妥当性の判 %程度と推察(注4) 負担するコストは平均5~6 係)(注3) にある中、 引きの関係(≒利益相反の関 数料相当額が賄われる構造に ンと組成・販売会社が得る手 るオプションプレミアムによ クを負担することの対価 1 れていないことで、 ポンの高さが魅力的に見え を困難にさせ、 こうした手数料が開示さ 投資家が受け取るクーポ クーポンと手数料が綱 相対的なク リスクに されてお 投資家の 皿であ

時価情報の開示

説明の十分性が問われるが、 らは販売時の適合性の判断や 点からは、 顧客本位の業務運営 ップも重要である。 コンプライアンスの観点か 販売後のフォ の観 口]

販売時に公正価値 提供がある。 一例として、時価情報 前述のように、 (時価)を

点から留意すべき点として

回避にもつながるといった観

0

懸念される。 報を伝え切っていないことが 見も聞くが、 売後も適宜時価を伝えること 知らせることで手数料相当 層」のニーズがあるという意 価等にリンクした時価がある。 いというのは誤解であり、 途売却できないので時価がな で足元の状況の理解に繋がる 高金利を求める一定の顧客 開 仕組み債は流動性が低く中 宗となることに加え、 顧客に十分な情 株 販 額

4 示唆 苦情・トラブル事例から

社に一方的な非が認められた 見てみると、必ずしも販売会 や説明義務などの法令上の違 解を深め、 わけではなくても、顧客の理 反を申し立てられたケースを て、投資家から適合性の原 るあっせん事例(注5)にお その他、 ひいてはトラブル F I N M A C に よ 則

> 見受けられる。 有益な示唆が得ら れるも のも

当然に行われていると思われ 使って丁寧に説明することは を示しているケースがある。 十分な説明をしていたかにつ 感を持って認識できる程度の 争解決委員は、投資家が「実 の説明を行ったとするが、 ルデータに基づいた想定損失 み債の勧誘時に、 事例 1 った想定損失の説明よりも このケースで実際にどのよう るが、ここでのポイントは、 いては疑念が残る」との見解 「実感を持って認識」 今時勧誘時に様々な資料を 営業担当者は、 ヒストリ である。 仕

の場合、 やすかったのではないだろう もリスクの大小をイメージし つき幾らと示す方が、 具体的に投資額100万円に からないが、パーセントを使 な説明を行ったのかまでは分 ッ クイン型の仕 ノックイン事由の発 投資家 組み債

伝えるときも同様で、 を持ってもらうことが重要で 生により一気に大きな損失が かりやすいと言われている。 なく実際の金額で示す方が分 ある。これは、 在化 す るため、 販売手数料を 率では 実感

1 が占めるような提案に対して 産のかなりの比率を仕組み債 承しているとしても、 い」との見解を示しているケ けていたと言わざるを得な るリスクを考慮すると申立人 紛争解決委員は、「想定し得 っており、 みやリスクについて説明を行 事例2 投資家) スがある。 勧誘時に商品 に対する配慮が欠 投資家も買付を了 預り資 の仕組

しかし、

以上見てきたよう

針に照らして、 個 に合理的な理 プライアンス上の問題はなく での仕組み債の販売にコン 過当取引とまでいえず、 偏った投資を行うこと 原 削 一由が見いだせる それが整合的 に係る取組方

> といえるのか留意する必要が あると思われる(注7)。

【4】「真の顧客ニーズを踏ま えた販売」を行うためには

現在、

金融商品販売の現場

の提案を行っていることと思 自負を持って商品・サービス アドバイスを行っているとの で活動されている営業担当者 われる。 0) 方々は、 皆さん顧客本位の

(注8) 客本人の自覚の有無は別とし そういった点を考えると、 商品以 ことが起こらないよう、 1 明に配意し、 情報の充実や分かりやすい説 といった商品性もあり、 みの複雑さやリスクの大きさ スクを過小評価するような ポンの高さに気を惹かれ、 仕組み のうち、 -間4兆円余りの販売額 上に留意が必要である。 ・債の販売は、仕組 果たして顧客に 顧客が目先のク 他の 開示 顧

> か。 として販売しないことが顧 が存在する中、 だとしても、 とって最善の選択だったの 本位となることもある。 からずあるのではないだろう 疑問となるようなものも少な 例え、 顧客がそれを望ん 情報の非対称性 金融の専門家 か

< 説明は必要なのでわかりやす る。 さらに相手の想いを深く掘り 相手の話を理解しようと聴く と思うが、ヒントとしては「3 対する答えはひとつではない 然湧いてくるだろう。それ ばよいのか、という疑問が当 多いと思われ、 にあるのではないかと思われ 下げるために訊く (Ask) つのきく」(相手の話を聞く 自体も認識していないことも を把握すると言っても、 (Listen)ことに努め Hear) だけではなく しかし、 「話す」能力も必要だが もちろん商品やリスクの 顧客の真のニーズ 実際どうすれ

> が重要ではないだろうか。 の考えを引き出す「きく能力 ならないようにしながら顧客 それ以上に、ニーズの誘導と

ę, がってい いては真のニーズの把握に 性化させ、 とのコミュニケーションを活 質問を促すことにより、 当者の方から顧客にこれらの れているかと思うが、 コミュニケーションに活用さ 1 によっては既に重要情報シー 図表3の質問例は、 からないという声もよく聞く 品・サービスの説明を受けて はそれほど多くはないため って、金融商品に触れる機会 金融機関の店頭などで金融 また、 の中に組み込み、 何が分からないのかが分 くのではないかと思 一般生活者の方にと 顧客の関心事、 顧客との 金融機関 営業担 顧客

における留意点につき私見を まえたデリバ 以 上、 真の顧客ニー ティブ商品 ズを踏 販売

わ

れる。

凶表、	3
番号	質問例
1	あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、 <u>私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目</u>
	<u>的に照らして、ふさわしいという根拠</u> は何か。
2	この商品を購入した場合、どのような <u>フォローアップ</u> を受けることができるのか。
3	この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・
	デメリットがあるのか。
4	上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
(5)	<u>相対的にリスクが低い類似商品</u> はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
6	私がこの商品に <u>○○万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか</u> 説明してほしい。
7	<u>費用がより安い類似商品</u> はあるか。あればその商品について説明してほしい。
8	私がこの商品を <u>換金・解約するとき、具体的にどのような制限や不利益があるの</u> かについて説明してほ
	しい。
9	あなたの会社が得る手数料が高い商品など、 <u>私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品</u>
	<u>を私に薦めていないか</u> 。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あな
	たの会社では、どのような対策をとっているのか。
μш.	2020年8月「今融票議会・市場ワーキング・グループ報生書。頭皮木位の業務運営の進展に向けて。」

:2020年8月 | 金融審議会 市場ワ |キンク・クルーブ報告書〜顧客本位の業務連営の進展に向けて〜| より筆者作成

がその一 になれば幸 るのではな ことができ 繋げていく 益の確保に を実現しつ 善の利益」 顧客の「最 なり、結果、 業担当者と 選ばれる金 す顧客から ことで、「原 行っていく スの提供を 客本位の商 頂いた。 いかと思わ 安定した収 つ、自らの 融機関、 述 べさせ が目指 サー 営 顧 7

注3)例えば投信の場合、

手

(注2) 金融庁では

「重要情報

決を目指す方法。

いにより、

双方が納得いく解

双方から事情を聴き、話し合 な弁護士(あっせん委員)が

シー る。

・ト」での開示を求めてい

本稿

度化プログレスレポート20

(注5) 022年度第一四半期の「F 2021年度および2 (注4) の低下に繋がる。 パイの分け合いなので手数料 数料が高くてもパフォーマン の高さは確実に投資家利回り オプションプレミアムという スが良ければ投資家のリター ンは高くなるが、仕組み債は 金融庁「資産運用業高

グループ 株式会社 日本資産 主任研究員 運用 基

(注8) 金融庁が、主要行等7行 (注7) もし金融機関の販売方 を集計した21年度の販売額。 地域銀行23行、 地域銀行の業界団体との意見 的なこと』(2022年9月 とが違う」というのは信用を あれば、 針として分散投資を中心とし 該当してしまうのではない した主な論点より)にまさに 交換会において金融庁が提起 旨とする金融機関として致命 っていることとやっているこ た提案をするとしているので 金融庁の言う『言 証券会社6社

13 である。

*

(注 1)

あっせんは、

とその顧客との間のトラブル

(紛争) について、公正中立

る。

時価評価額は相当下がって

水準に近づく過程で、

すでに

実際には、

ノック

イン

*

金融機 関 (注6)

34事例 例」における仕組み債関連の Ν М Α С 紛争解決手続 事